

# 新城市建設工事関係見積者心得（工事・コンサル）

（目的）

第1条 新城市（以下「市」という。）発注の工事又はコンサルに係る見積等（以下「見積」という。）を行う場合における取扱いについては、新城市契約規則等に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

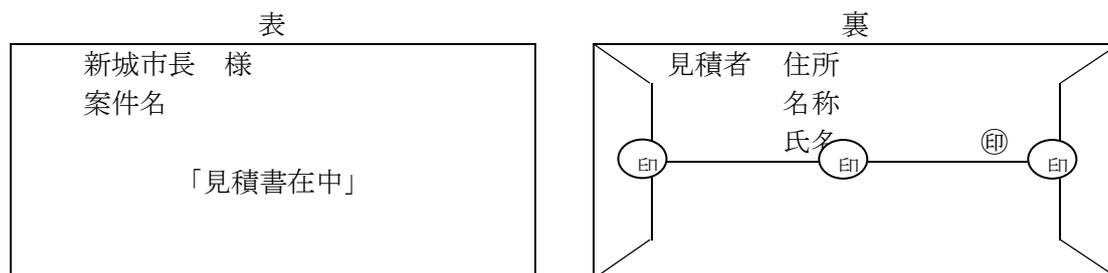
（見積等）

第2条 見積者は、市から指示された図面、仕様書、内訳書、その他契約締結に必要な条件を検討の上、見積をしなければならない。

2 図面、仕様書、内訳書等に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が指示された図書等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

3 金額はアラビア文字で記載し、頭冠は「¥」又は「金」止めとする。

4 見積者は、市が示した様式による見積書（日本工業規格A4判）に前項に掲げる見積金額のほか必要事項を記載し、記名押印の上、指定した日時までに提出しなければならない。



5 見積者は、その提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（公正な見積の確保）

第2条の2 見積者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（見積の取りやめ等）

第3条 開札前において天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、見積の執行を中止することができる。

（無効の見積）

第4条 次の各号のいずれかに該当する見積は無効とする。

- （1）見積者の資格を有しない者のした見積
- （2）見積に際して連合等による不正行為があった見積
- （3）所定の日時までに所定の場所に到達しない見積
- （4）同一事項の見積に対し、2以上の意思表示をした見積
- （5）他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の見積
- （6）見積書の記載事項が確認できない見積又は見積書の記名若しくは押印のない見積
- （7）前各号の他、あらかじめ指示した事項に違反した見積

（下請負人の制限）

第5条 同一工事にかかる見積参加者を下請負人として選定することはできない。ただし市長が必要と認めるときはこの限りではない。

2 新城市の指名停止期間中の者を下請負人として選定することはできない。

（契約書等の提出）

第6条 落札者は、速やかに契約書に記名押印の上、提出しなければならない。この場合、簡易なものを除き作成に必要な費用は落札者の負担とする。

（契約の確定）

第7条 契約書を作成する契約にあつては、当該契約は、市長が落札者ととも契約書に記名押印（落札者の印は落札者本人の印に限る。）したときに確定する。

（異議の申し立て）

第8条 見積者は、見積後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(暴力団排除に関する合意書に基づく措置)

第9条 「新城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき排除措置対象法人等に該当すると認められた場合は、「新城市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要綱」により措置を行う。